

## 浸水想定地域内の障害者グループホームの避難計画

—豪雨の中無事に避難できるのか?—

## ■災害対策委員会で困惑する支援相談員

障害者グループホームの支援相談員のNさんは、法人の災害対策委員会のメンバーで、避難計画を作成することになりました。Nさんのグループホームは、市のハザードマップの浸水想定地域内にあり、〇〇川が氾濫した時の浸水想定深度は2m～5mです。水防法の改正で避難計画の策定が義務付けられたことから、仕方なく避難計画は作ることになりましたが、現実は無事に避難できるとは思えません。

なぜなら、施設から避難所までは1,200mも距離があり、かつ〇〇川を超えて行くルートになるからです。〇〇川の水位が上昇して緊急に避難しなければならない時に、豪雨の中で18人の認知症の利用者を避難所まで誘導することは至難の業です。『もっと安全に避難する方法はないか』と悩んでいたある日、Nさんはグループホームから150m先の国道沿いに5階建てのパチンコ店があることに気がきました。店長に面会を求めて事情を説明し、避難所への避難が困難になった時、避難させてもらえないか頼んでみました。すると店長は、「いつでもどうぞ、他のご近所の方からも数名お願いされていますから」と快く引き受けてもらえました。

## ■水防法改正で避難計画策定が義務化

ご存知のように、平成29年に新水防法が施行になり、ハザードマップの浸水想定地域や土砂災害警戒区域などに所在する要配慮者利用施設(高齢者、障害者など特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)は、避難計画の策定が義務化されました。

しかし、実際の避難の方法はどれほど簡単ではありません。震災発生時の避難でも同様ですが、多数の認知症の利用者を迅速に避難誘導することは、常識で考えても困難に決まっています。その上、激しい豪雨など避難行動の条件は最悪の場合が多く、理屈通りに指定された遠方の避難所に無事にたどり着けるとは思えません。認知症の利用者が避難の途中ではぐれば、命の保証もないのです。

## ■緊急の場合に備えて避難所以外の場所は探しておく

避難に援助が必要な高齢者や障がい者などが入所する施設の多くが、河川の周辺や急傾斜地などの災害危険の高い地域に所在しています。水防法改正によって義務付けられた避難計画の多くは、実際には困難な絵にかいた餅になっていないでしょうか。

避難所が近くにあるとは限らず、Nさんが気付いたように、施設周辺で避難に適した建物を捜しておくことが大切です。大都市部と異なり地方では、3階以上の高い建物が少なく浸水時の避難に適した建物は少なく、どんな建物でも選択の余地はありません。Nさんが気付いた5階建てのパチンコ店はうってつけの避難場所だったのです。

## ■できれば避難訓練も実施する

Nさんがせっかく見つけた避難場所ですが、実際に避難できるか確認する必要があります。たった150mの距離でも、一度に18人を誘導をするのは困難で、何回かに分けて試してみると最低必要な避難時間もわかります。



地域のハザードマップ



地上5階建てのパチンコ店

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当: 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店